

安曇野市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定について

1 計画の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を、3年間に1度、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定する。

2 計画の期間

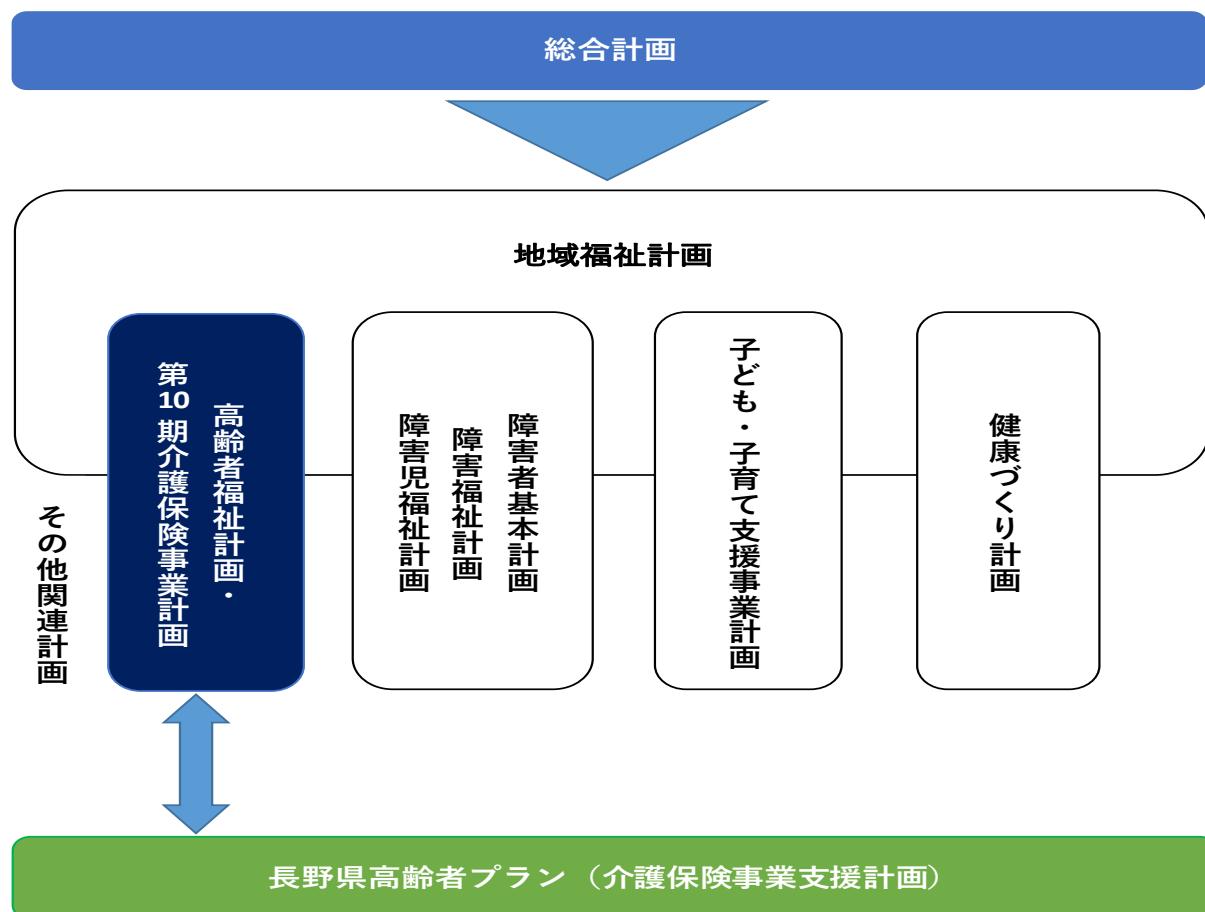
第10期：令和9年度～令和11年度

3 高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の位置づけ

第9期介護保険事業計画同様に、当市のまちづくりの基本となる「安曇野市総合計画」、地域福祉の将来像を示した「安曇野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「安曇野市健康づくり計画」等の計画との調和を図るとともに、長野県高齢者プラン（第10期介護保険事業支援計画）等も踏まえて策定する。

また、当計画は認知症基本法に基づく「市町村認知症施策推進計画」を兼ねて策定する。

○位置づけ



4 令和7年度における計画策定に向けた取組

(1) 各種調査の実施

計画策定のための分析、準備として、以下の調査の実施をする。

名称	内容	対象者	実施時期予定
高齢者実態調査 (居宅要介護・要支援認定者分)	高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する意向を調査するとともに、家族介護者の意識、実態等を把握する。	2,000名	11月下旬から12月下旬
高齢者実態調査 (元気高齢者分)	高齢者の生活実態や介護に関する意識等を調査する。	1,000名	11月下旬から12月下旬
在宅生活改善調査	現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討する。	市内居宅介護支援事業所、小多機、看多機事業所	1月下旬から2月下旬
介護サービス参入意向調査	計画における介護サービス見込量及び介護サービス基盤整備のために、参入意向を把握する。	市内で介護サービス事業を予定している事業者	1月下旬から2月下旬

○参考資料

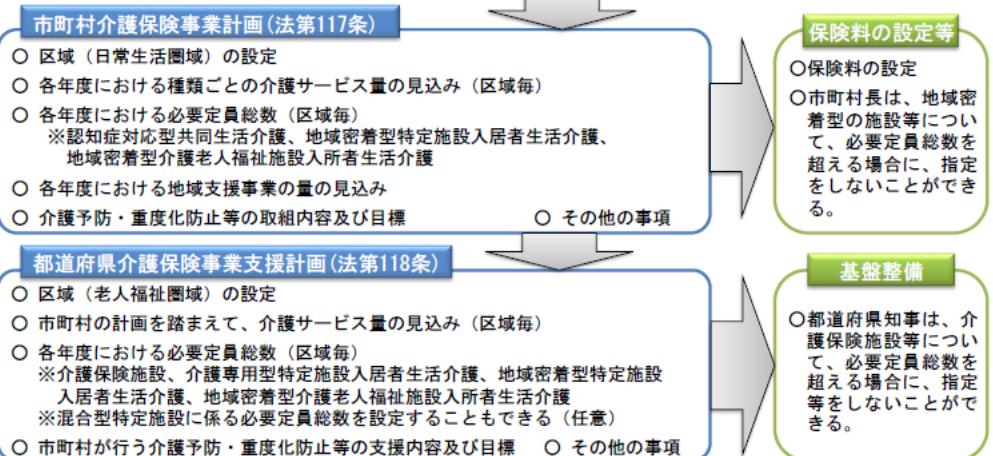
第10期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会（令和7年8月8日書面開催）より抜粋

介護保険事業（支援）計画について

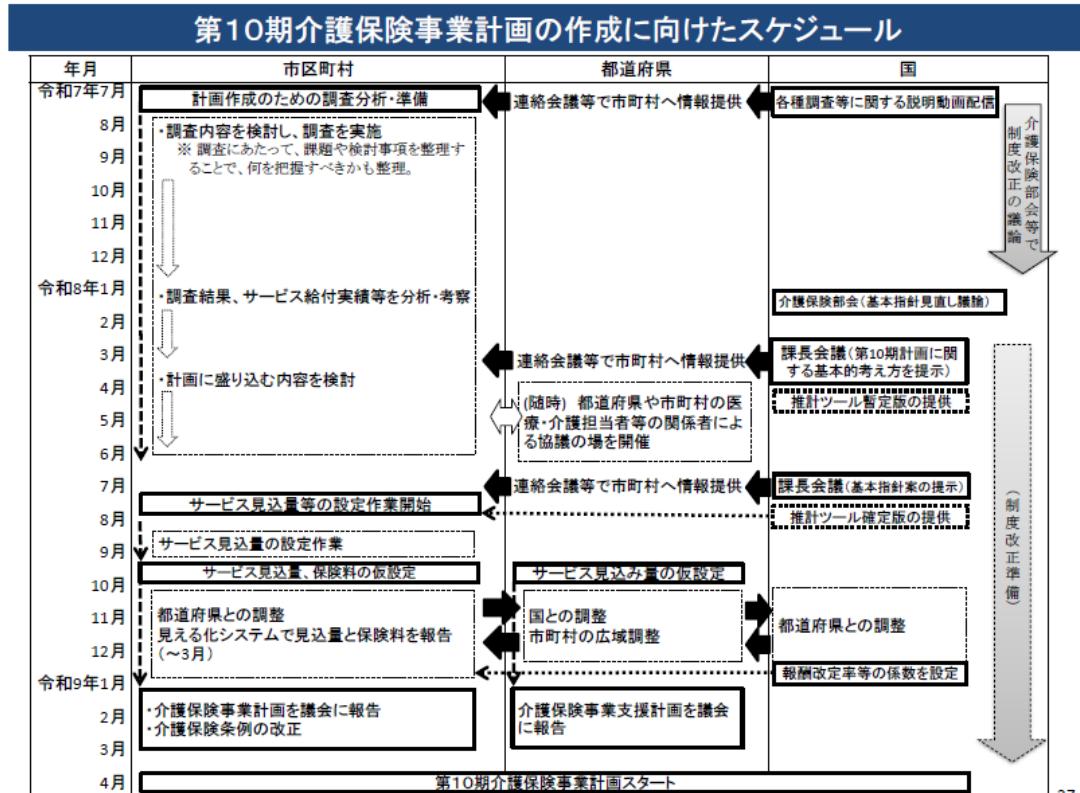
- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国との基本指針（法第116条、9期指針：令和6年厚生労働省告示第18号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参考する標準を示す



11



27